

○坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

令和4年7月25日

訓令第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂祝町における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、坂祝町補助金等の交付等に関する規則(昭和50年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次に掲げる家屋をいう。

- ア 専用住宅(常時居住の用に供する家屋をいう。)
- イ 併用住宅(その一部を常時居住の用に供する家屋をいう。)

(2) 市町村税等 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税及び町が個人から徴収すべき使用料、保育料、負担金等をいう。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 増設設備ではないこと。
- オ 買替設備ではないこと。
- カ 既存設備の改修ではないこと。

(2) 蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 前号に掲げる太陽光発電設備と同時に設置する付帯設備であること。
- ウ 定置用であること。
- エ 中古設備ではないこと。
- オ リース設備ではないこと。
- カ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- キ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ク 15.5万円／kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電池であること。
- ケ 別記に掲げる蓄電池の仕様を満たすことであること。
- コ 増設設備ではないこと。

- サ 買替設備ではないこと。
- シ 既存設備の改修ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第5条 町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者(以下「補助対象者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 坂祝町に住所を有する者、又は坂祝町に住所を有さない場合であっても、坂祝町での住宅の新築等に伴って補助対象設備を設置しようとする者(ただし、補助対象設備の設置完了日までに、坂祝町に住所を変更する者に限る。)であること。
- (2) 補助対象設備を設置する住宅が、坂祝町内で自ら所有し居住する一戸建ての専用住宅であって、共同住宅及び集合住宅並びに店舗・事務所等との併用住宅でないこと。
- (3) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (4) 補助対象設備について、国又は岐阜県から他の補助金、交付金等を受領しない者であること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度、又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない者であること。
- (7) 資源エネルギー庁が策定する再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に定める遵守事項(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)を遵守できる者であること。
- (8) 発電した電力量の30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (9) 補助対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (10) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (11) 坂祝町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 最大出力(kW表示の小数点以下切捨)に1kW当たり7万円を乗じた額とし、5kW相当分を限度とする。

(2) 蓄電池 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(千円未満切捨)とし、5kWh相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し

(2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図

(3) 補助対象設備の仕様書

(4) 「FIT・FIP認定を受けないこと」、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)を遵守すること」等に関する申請者の誓約書(様式第1号の2)

(5) 補助対象設備の設置を行う施工業者の誓約書(様式第1号の3)

(6) 補助対象設備で発電する電力の消費計画書

(7) 納税証明書その他市町村税等を滞納していないことを証する書類(坂祝町に住所を有さない者であって、坂祝町での住宅の新築等に伴って補助対象設備を設置しようとする者、又は交付申請を行う年の1月2日以降に坂祝町に転入した者である場合のみ)

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容等を審査し、補助金を交付することを決定したときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げしようとするときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更等の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 町長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、事業の進捗状況その他必

要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
 - (2) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
 - (3) 補助対象設備の設置に係る保証書の写し
 - (4) 補助対象設備の設置に係る取扱説明書の写し
 - (5) 電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し(接続契約、買電契約等する場合のみ)
 - (6) 補助対象設備の設置状況を示す写真
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
- (補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受けた後、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書(様式第8号)を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第14条 前条の規定による補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、その補助対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する(以下「財産処分等」という。)ときは、あらかじめ坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備を財産処分等を行う場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の再確定)

第15条 補助事業者は、第12条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があつたこと等により補助金に

要した経費を減額するべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条に準じて提出するものとする。

- 2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく町長の处分若しくは指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- 2 町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第17条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

- 2 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助金の申請書、実績報告書に関する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について規則第14条で定める処分制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

(有効期間)

- 2 この要綱は、岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金制度が廃止されるまで効力を有する。

附 則(令和4年訓令第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 この要綱は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期間)

- 2 この要綱は、岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金制度が廃止されるまで効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期間)

- 2 この要綱は、岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金制度が廃止されるまで効力を有する。

別記(第3条関係)

蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会「日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

イ 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

エ 保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該

システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起がなされていること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

※ 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

キ 蓄電池部安全基準

① リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2 又はIEC62619」に準拠したものであること。

※ 平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101：2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

② リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(3) 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)
蓄電システム部が「JIS C4412」に準拠したものであること。

※ 「JIS C4412」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第九」に準拠すること。

※ 平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(4) 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

(5) 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムである

こと。

- ※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
- ※ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。
- ※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
- ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
- ※ JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0 kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

坂祝町長　様

申請者　住　所

氏　名

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書

太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けたいので、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 設置場所

2 設置区分 1 既存住宅 2 新築住宅 3 建壳住宅

3 対象設備の区分 1 太陽光発電設備 最大出力 k W
2 蓄電池 蓄電容量 k Wh

4 補助事業費 円

　内訳 太陽光発電設備 円

　蓄電池 円

5 補助対象事業費

　内訳 太陽光発電設備 円(税抜)

　蓄電池 円(税抜)

6 補助金の申請金額 円(千円未満切捨)

　内訳 太陽光発電設備 円(千円未満切捨)

　蓄電池 円(千円未満切捨)

7 工事着工(予定)年月日 年　月　日

8 工事完了(予定)年月日 年　月　日

9 施工業者　所在地

　事業所名・担当者名

　連絡先

10 個人情報の閲覧に対する同意

申請に必要な住民情報、税情報等の個人情報について、坂祝町担当課職員が調査することに同意します。

※添付書類

- (1) 補助対象設備の見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の仕様書
- (4) 「FIT・FIP認定を受けないこと」、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)を遵守すること」等に関する申請者の誓約書
- (5) 補助対象設備の設置を行う施工業者の誓約書
- (6) 補助対象設備で発電する電力の消費計画書
- (7) 納税証明書その他市町村税等を滞納していないことを証する書類
(坂祝町に住所を有さない者であって、坂祝町での住宅の新築等に伴って補助対象設備を設置しようとする者、又は交付申請を行う年の1月2日以降に坂祝町に転入した者である場合のみ)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

様式第1号の2(第7条関係)

誓約書(申請者用)

坂祝町村太陽光発電設備等設置費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(以下「F I T」という。)の認定又はF I P(F e e d i n P r e m i u m)制度の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号口に定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徵収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかつた問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近

隣への配慮を行うよう努めること。

- 1 2 補助対象設備を処分する際は、関係法令(坂祝町における例規を含む。)の規定を遵守すること。
- 1 3 10 kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、資源エネルギー庁が策定する「廃棄等費用積立ガイドライン」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 1 4 10 kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- 1 5 設備設置により得られる環境価値のうち需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- 1 6 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 1 7 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- 1 8 補助対象設備について、国・岐阜県から他の補助金・交付金等を受領しないこと。
- 1 9 坂祝町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

年　　月　　日　　署名_____

様式第1号の3(第7条関係)

誓約書(施工業者用)

_____様が、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 2 関係法令(坂祝町における例規を含む。)に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 3 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 4 電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 5 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 6 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 7 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類(取扱説明書等)に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起すること。

年　　月　　日　　施工業者名

代表者名　　印

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

坂祝町長

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、次のとおり交付及び金額を決定したので、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付の条件等

- (1) 坂祝町補助金等の交付等に関する規則及び坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、管理すること。
- (3) 補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときには、あらかじめ坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書(様式第9号)を坂祝町長に提出すること。
- (4) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて現地調査等が行われるときには、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 事業の成果を示すデータの提供等、当該補助金に関する坂祝町長からの協力の求めに応じること。

様式第3号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

坂祝町長

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請に対し、下記の理由により不交付とすることを決定したので、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

理由

備考

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、坂祝町長を被告として提起することができます。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

坂祝町長 様

申請者 住 所

氏 名

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(変更 ・ 中止 ・ 取下)承認申請書

先に交付決定を受けた坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金について、
(変更 ・ 中止 ・ 取下)したいので、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 交付決定を受けた日 年 月 日 第 号

2 理由

様式第5号(第9条関係)

第 号

年 月 日

様

坂祝町長

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金の
(変更・中止・取下)について、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第
9条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件

様式第6号(第11条関係)

年　月　日

坂祝町長　様

申請者　住 所
氏 名

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定された補助金について、
坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第11条の規定により、設置事業が完了
したので、下記のとおり報告します。

記

1 設置場所

2 対象設備設置完了年月日　　年　月　日

3 総事業費　　金_____円

　内訳　太陽光発電設備　　円

　蓄電池　　円

4 補助対象経費　　金_____円(税抜)

　内訳　太陽光発電設備　　円(税抜)

　蓄電池　　円(税抜)

5 補助金額　　金_____円(千円未満切捨)

　内訳　太陽光発電設備　　円(千円未満切捨)

　蓄電池　　円(千円未満切捨)

6 太陽光発電設備の最大出力　　kW

7 蓄電池の蓄電容量　　kWh

※添付書類

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る保証書の写し
- (4) 補助対象設備の設置に係る取扱説明書の写し
- (5) 電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し(接続契約、買電契約等する場合のみ)
- (6) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、坂祝町長が必要と認めたもの

様式第7号(第12条関係)

第 号

年 月 日

様

坂祝町長

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金に対し、次のとおり金額を確定したので、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付決定金額 金 円

様式第8号(第13条関係)

年　月　日

坂祝町長　様

請求者　住　所

氏　名

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書

年　月　日付け　　第　　号で金額が確定された補助金について、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

記

1　請求金額　　金_____円

2　振込先

- (1)　金融機関の名称_____
- (2)　支店等の名称_____
- (3)　預金種類　　普通　・　当座　_____
- (4)　口座番号_____
- (5)　口座名義人_____
- (6)　口座名義人(フリガナ)_____

様式第9号(第14条関係)

年　月　日

坂祝町長　様

申請者　住　所

氏　名

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書

年　月　日付け　第　　号で交付決定を受けて設置した設備を、下記の理由
により処分したいので、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第14条第1項
の規定により申請します。

記

1　対象設備

2　処分の時期　　年　月　日

3　処分の方法

4　処分の理由

様式第10号(第14条関係)

第 号

年 月 日

様

坂祝町長

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金の財産処分等について、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

承認の条件

様式第 1 号(第 7 条関係)
様式第 1 号の 2 (第 7 条関係)
様式第 1 号の 3 (第 7 条関係)
様式第 2 号(第 8 条関係)
様式第 3 号(第 8 条関係)
様式第 4 号(第 9 条関係)
様式第 5 号(第 9 条関係)
様式第 6 号(第 11 条関係)
様式第 7 号(第 12 条関係)
様式第 8 号(第 13 条関係)
様式第 9 号(第 14 条関係)
様式第 10 号(第 14 条関係)